

医療局職員について地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 56 号

医療局職員について地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

医療局職員について地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する職を定める規則(昭和 40 年岩手県規則第 65 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職) 第 2 条 [略] (1)・(2) [略] (3) 県立の病院及び病院附属診療所の院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、 <u>診療センター長</u> 、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、科次長、室次長、診療所長、事務局長、主幹、技術主幹、事務局次長、総看護師長及び副総看護師長	(職) 第 2 条 [略] (1)・(2) [略] (3) 県立の病院及び病院附属診療所の院長、 <u>統括副院長</u> 、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、 <u>脳神経センター長</u> 、 <u>呼吸器センター長</u> 、 <u>消化器センター長</u> 、 <u>循環器センター長</u> 、 <u>腎センター長</u> 、 <u>小児・周産期センター長</u> 、 <u>病理診断センター長</u> 、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、 <u>副脳神経センター長</u> 、 <u>副呼吸器センター長</u> 、 <u>副消化器センター長</u> 、 <u>副循環器センター長</u> 、 <u>副腎センター長</u> 、 <u>副小児・周産期センター長</u> 、科次長、室次長、 <u>地域診療センター長</u> 、 <u>副地域診療センター長</u> 、診療所長、事務局長、主幹、技術主幹、事務局次長、総看護師長及び副総看護師長
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。